

生活保護のしおり

〈相談・申請をされる方のために〉

この「しおり」には、生活保護制度について、知っておいていただきたいことや手続について書いてありますので必ず読んでください。

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

- | | | |
|---|------------------|----------|
| 1 | 生活保護とは | P1 |
| 2 | 生活保護の開始までの流れ | P3 |
| 3 | 生活保護の種類と仕組み | P4 |
| 4 | 生活保護を受ける方の権利 | P5 |
| 5 | 生活保護を受ける方の義務 | P6 |
| 6 | 保護費の費用返還と費用徴収・罰則 | P7 |



沖縄県八重山福祉事務所 福祉班
〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里438-1番地
TEL 0980-82-2330
FAX 0980-83-5949

●生活保護とは●

生活保護は、生活に困っている国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、将来に向けて自立した生活が送れるよう支援することを目的として、国が日本国憲法第25条や生活保護法に基づいて行う制度です。

《生活保護を受けるために》

生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを活用することを要件として、必要な保護が行われます。

①資産の活用

利用できる資産(生活必需品以外の不動産、預貯金、自動車、生命保険、貴金属、船舶等)は全て生活費に充ててください。

※ なお、住居用の不動産は原則として保有が認められます。
また、個別の事情により、自動車、オートバイ、生命保険、学資保険の保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。



②能力の活用

世帯の中で働ける人は、能力に応じて働いて収入を得てください。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない人は、その課題解決(療養専念や就労支援)を優先とします。



③他方他施策の活用

生活保護法以外の法律、制度などで利用できるものや支援が受けられるものは全て活用してください。(年金、手当、失業給付金、傷病手当金、労働者災害補償金など)



④扶養義務者からの援助、扶養照会について

夫婦、親子(離婚後の子の父、母も含む)、兄弟姉妹など民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して、受けてください。この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではありません。

また、「扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者(★)」には扶養照会を見合わせることもできるため、事前にご相談ください。



(★)「扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者」の例

○長期入院患者、いわゆる専業主婦、概ね70歳以上の高齢者等

○著しい関係不良の場合等特別な事情がある場合

・当該扶養義務者に借金を重ねている

・当該扶養義務者と相続をめぐり対立している

・縁が切られている

・当該扶養義務者と10年程度音信不通である等

交流が断絶していると判断される場合

ODV(家庭内暴力)や虐待等の経緯がある者 など



●生活保護の開始までの流れ●

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。
 そんなときには、福祉事務所にご相談ください。生活保護の受給が始まるまでには、以下の手順になります。

①相談

お住まいの地域の福祉事務所又は町村役場生活保護担当課にご相談ください。

②申請

生活保護を受けたい方は、申請書を提出してください。

③調査

生活や資産の状況などを調査し、生活保護が受給できるかどうか審査します。

④受給開始

生活保護が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカーによる支援が開始されますので、定期的な家庭訪問や必要書類の提出に応じてください。

①相談



生活や資産の状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話は可能な範囲で構いません。来所だけでなく、電話での相談もできます。

②申請



本人の意思で申請する必要があります。ただし、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。
 申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況が確認できる資料などを求めることがあります。

③調査



調査の中で、①資産、②稼働能力、③他法他施策の活用状況、扶養義務者からの援助(P2参照)を確認します。その結果、生活費、住居費、医療費などの最低生活費と世帯の収入を比較し、収入が最低生活費に足りない場合、生活保護が受けられます。

【結果通知】

申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)に生活保護が受給できるかどうかの結果が通知されます。

●生活保護の種類と仕組み●

1 保護の種類

生活保護には、次の9つの扶助があり、届け出や申請により必要に応じて扶助を受けることができます。

①生活扶助

生活を営むための食費や
光熱水費等の費用



⑤介護扶助

介護サービスのための費用



②住宅扶助

家賃、地代のための費用
(家屋補修費・転居の際の
敷金を含みます。)



⑥出産扶助

お産のための費用



③教育扶助

義務教育のための費用



⑦生業扶助

仕事を始めるときや資格を
とるための費用・高校等
就学費



④医療扶助

病気治療のための費用
(治療材料・移送費・柔道
整復を含みます。)



⑧葬祭扶助

お葬式のための費用
(葬儀を行う方の申請が
必要です。)



⑨一時扶助

一時的な需要のための費用(被服費(紙おむつ・新生児被服費等)・家具什器費・移送費・入学
準備金・配電設備費・水道設備費等)

※ 上記扶助の支給には**一定の条件**や**上限額**があり、支給できない場合がありますので、
福祉事務所のケースワーカーへ**必ず事前に相談**してください。

※ 医療扶助及び介護扶助については、収入等により費用の一部又は全部が自己負担とな
る場合があります。

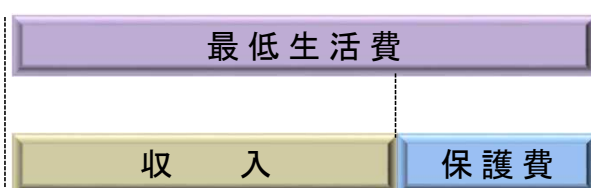
2 保護費のしくみ

保護は原則として世帯を単位として行われます。世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費（世帯員数、年齢、地域によって異なる。）と世帯全体の収入を比べて、足りない分を生活保護費として支給します。

なお、最低生活費には必要に応じて各種加算が付けられます。（「障害者加算」、「児童養育加算」、「介護保険料加算」、「母子加算」など）

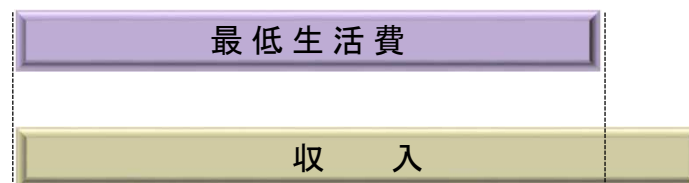
$$\text{最低生活費} - \text{収入認定額} = \text{保護費}$$

例 1



収入が最低生活費を下回る場合、
その不足分の保護費が受けられます。

例 2



収入が最低生活費を上回る場合、
保護は受けられません。

★収入とは★

次のページ2-(1)に詳しく記載しています。そちらをご確認ください。

●生活保護を受ける方の権利●

生活保護を受ける方には、次のような権利が保障されます。

- (1) 条件を満たせば、全ての方が平等に生活保護を受けられます。
- (2) 正当な理由なく、保護費が減額されたり、生活保護を受けられなくなることはありません。
- (3) 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差押ええられたりすることはありません。

※ 申請に対する結果通知の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して、審査請求（不服申立て）することができます。

●生活保護を受ける方の義務●

1 生活上の義務

- (1) 働ける人は能力に応じて働いて収入を得なければなりません。
- (2) 病気の方は、医師の指示を守り、病気療養に努めてください。
- (3) 支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めてください。
(パチンコ、スロットマシン、飲酒などでの浪費はいけません。)
- (4) 住宅の家賃、給食費や教材費などはそれぞれの目的のために支給しているものですから、滞納がないようにしてください。

2 各種届出の義務

生活保護を受ける方は全ての収入について福祉事務所に届け出なければなりません。また、生活状況に変化があったときにも、必ず届け出をしてください。
次のような場合は、ケースワーカーに届け出てください。

(1) 収入があったとき

◎ 賃金・給料、ボーナス、退職金など

※ 高校生や受験浪人のアルバイト収入も申告しなければなりません。
世帯主（保護者）が責任をもって申告してください。

◎ 傷病手当金、雇用保険金、労災保険金、生命保険金など

◎ 年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、奨学金など

◎ 仕送り、見舞金、慰謝料などの臨時収入、その他あらゆる収入

※ 保護受給中の借金も全て収入になります。

※ 収入のうち福祉事務所から事前の承認があれば、収入として認定しない
取扱いができる場合があります。

(2) 世帯や生活に変わったことがあったとき

◎ 転入、転出、出産、死亡など世帯員数が変わったとき

◎ 就職、失業、転職、進学したとき

◎ 家賃、地代が変わったとき（転居するときは事前に相談してください。）

◎ 入院・退院したとき

3 指導指示に従う義務

福祉事務所では、義務を果たしていないと認められる場合や、生活の維持・向上、その他保護の目的達成のため、必要ときには、指導指示又は検診命令を行います。この指導等に従わない場合、保護の変更、停止又は廃止が行われることがあります。

1 費用返還

資力があるにもかかわらず保護を受けたときや次のような場合などには、既に支給された保護費(★)の範囲内で、福祉事務所の定める額を返還しなければなりません。

- ① 土地、建物、車などを売却したとき
- ② 年金や手当などをさかのぼって受給したとき
- ③ 生命保険を解約したり、保険金を受け取ったとき
- ④ 事故などによる損害賠償金を受け取ったとき

※ なお、自立助長の観点から返還を一部免除できる場合もありますので、事前にご相談ください。

2 費用徴収・罰則

不正な手段(収入がありながら申告しなかったり、少なく申告したときや嘘の申請など)により保護を受けたり、または他人に受けさせた者は不正受給として、それまで支給された保護費(★)の範囲内で不正受給した額の全額、または一部を徴収されます。悪質な場合は、徴収金加算(10%~40%)がつかうことがあります。また、生活保護法や刑法によって厳しく処罰される場合があります。

(★)「(既に・それまで)支給された保護費」とは

実際に支給された保護費だけではなく、現物給付された医療扶助や介護扶助等も含みます。

医療扶助については、医療費の10割(勤め先の健康保険に加入している方は3割)が対象となります。



くるま しゅう うんてん 車を所有したい運転することはできません！

生活保護を受けている方は、車を所有したり、ほかの人の車を借りて運転することは認められません。

なぜなら生活保護は、生活に困っている方の最低生活を保障する制度です。生活保護のお金では、

- 1 車は高価なので買う余裕がない
- 2 毎月の燃料費が負担できない
- 3 車検・自賠責や任意保険加入に費用がかかる
- 4 車の修理費は、とっぴな支出となり負担になる
- 5 事故を起こした場合、医療費が自己負担になる



など、とても生活に負担がかかります。

また、保護を受けていない住民からの誤解を招くことになります。

もし、車を所有したり、借りて運転していることがわかった場合は、指導の対象となり、保護を停止したり廃止したりすることがあります。スーパーの買い物などでの使用もできません。

ただし、次の場合などは所有、使用が認められることもありますのでケースワーカーに相談してください。

- 1 自営業(運送業・配達など)に使う場合
- 2 車以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することが極めて困難で、その所有が社会的に適当と認められる場合
- 3 障害者が通院などで、利用し得る公共の交通機関が全くないか、又は公共の交通機関を利用することができず、車以外に通院などが極めて困難な場合

※125cc以下のオートバイは一定の要件のもと保有が認められます。

相談・支援を行う機関

福祉事務所では、役場など関係機関と一緒にみなさんが自分たちの力で生活できるように手助けします。心配ごとやわからないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

① 町役場

		福祉担当課	保健担当課	年金担当課
1	竹富町	福祉支援課 0980-83-7415	健康づくり課 0980-82-7519	町民課 0980-83-2574
2	与那国町	長寿福祉課 0980-87-3575	長寿福祉課 0980-87-3575	長寿福祉課 0980-87-3575

② 社会福祉協議会

	名 称	電 話	住 所
1	竹富町社会福祉協議会	0980-84-3302	石垣市美崎町11-1 2階
2	与那国町社会福祉協議会	0980-87-2471	与那国町与那国255

③ その他

	名 称	電 話	住 所
1	石垣年金事務所	0980-82-9211	石垣市登野城55-3
2	法テラス沖縄	050-3383-5533	那覇市楚辺1-5-17 2・3F